

氏名（本籍）	みな が さき まさ たか	舟ヶ崎 正 孝	(大阪府)
学位の種類	文 学 博 士		
学位記番号	博 乙 第 3 2 3 号		
学位授与年月日	昭 和 61 年 7 月 31 日		
学位授与の要件	学位規則第 5 条第 2 項該当		
審査研究科	歴史・人類学研究科		
学位論文題目	国家仏教変容過程の研究—官僧体制史上からの考察—		
主査	筑波大学教授	文学博士	井 上 辰 雄
副査	筑波大学教授		芳 賀 登
副査	筑波大学助教授	文学博士	大 濱 徹 也
副査	筑波大学教授	文学博士	宮 田 登
副査	筑波大学教授	文学博士	伊 藤 博

論 文 の 要 旨

本研究は、政治的に把握されすぎていた「国家仏教」の内実を究明することを意図したもので、国家仏教としての奈良朝の体制仏教が、民間仏教との対応により変容する過程をたどり、次第に革新仏教としての平安修道仏教を胎動せしめるに至った実態を究明したものである。

この主題のために論究された諸論文は、次のような三編より構成されている。

- 一 官僧体制の成立と僧尼の動向
- 二 仏行上からみた官僧体制の変容過程
- 三 平安仏教将来の胎動的変容

上の三編は、数章ずつの論考より構成されている。

第一編の「官僧体制の成立と僧尼の動向」は、第一章 試業得度、公験制と民間僧尼、第二章 試業得度、公験制と戒師招請問題、第三章 鑑真の渡来と仏行態様の変容 の三章よりなる。

第一編に於いて、国家仏教の必須の基盤として、僧尼の官僧化政策が推進され、試業得度制と公験制が制度化される経緯が明らかにされている。この究明のために、特に注目されるのは、養老二年十月の太政官布告であるが、先に出された養老元年四月の詔と相互に補完し合い、前者は

官僧の積極的な育成をうたい、後者は不如法の仏行者は排除することを明示するものであった。これらの法令は、あくまで、官僧体制の強化をねらったものであったが、結果的には体制仏教と非体制仏教との隔離化の事態を将来せざるを得なくなったという。

そのため、政府は、その都度、私度僧の禁圧などを繰返さざるを得なくなったが、一方、行基などを中心とする宗教的社會事業に対する評価も漸進的に高まりを見せ、試業得度制を大幅に緩和し、官僧身分への繰入れなどが、しばしば行われるようになった。この変容にともない、多種多様な官僧身分を輩出することとなったが、必然的に、公験制の維持強化のためにも、受戒制の方軌統一がはかられなければならなかった。その緊急かつ不可欠な要請が、鑑真渡来という形で実現し、仏行清浄化の風潮は浸透するというのである。

第二編の「仏行上からみた官僧体制の変容過程」は、第一章 官僧像の変容過程、第二章 看病禪師と内道場僧、第三章 禪師仏行の醸成とその普遍化、第四章 清浄仏行の普遍化と僧位制、第五章 道鏡政権と僧位制の五つの章よりなる。

この第二編は、奈良朝期における各時代の典型的な官僧の実態を通じて、その姿の変容過程を追求したものである。まず、養老前半期の象徴的官僧像として、神叡と道慈が取り上げられる。次いで、聖武上皇の不予時にえらばれた百二十六人の看病禪師の出現が新たな官僧像として果たした役割を、特に法栄を中心として検討されている。「後生准則」とされた法栄が、梵網四十八輕戒中の戒行に適する持戒淨行僧であることから、梵網菩薩戒の伝戒師たる鑑真、法進らの関係や、禪師仏行のあり方をめぐって内道場僧と異質の立場にあったことが、明らかにされている。又、禪師が多数推挙せられた結果、官府官寺圏社会と民間地方社会圏とが、それぞれ輩出契機の違いを見せる事が指摘されている。

更に、伝灯、修行、誦持の最高僧位とする大法師位制、宝字四年の僧位制僧綱奏案の提出と、勅修正僧位制の成立をめぐる政治状況を、仲麻呂主導の政策との関連で分析されている。その上で少僧都慈訓の仏行清化封事の意義を、官僧界の倫理的浄化を名とした支配強化を意図したものと断じ、かえって称徳天皇専制体制と道鏡主導の僧位制を誘発する役割を果たしたのみならず、世俗的な顕栄主義の風潮を仏教界に起動せしめることになったことが、詳細に論じられている。

第三編の「平安仏教将来の胎動的変容」は、第一章 法令上からみた光仁、桓武朝の仏教対策傾向、第二章 最澄の入山機縁からみた国家仏教の変容、第三章 梵釈寺の創建事情からみた国家仏教の変容 の三章よりなる。

この最終の編に於いては、所謂、僧綱政治の行過ぎの反省から、光仁、桓武朝では、山林修行解禁令をはじめ、多くの仏教関係法令が發布されたが、それらはいうまでもなく、層尼の仏行資質の向上と、その推進を中心とした国家仏教の再建であったことを論じている。宝龜三年の十禪師制の創置、国師制から講師制の改変、官寺外修行道場の復旧、山林修行僧への施稲、国分寺機構の改革断行など一連の政策が、新しい仏教の胎動として打出されてくる。

最澄の国分寺僧身分の放棄—比叡の入山という事態も、いわば最も象徴的な事件として取らえ

られるのも、そのためであった。最澄がこの時代の官僧変容の典型であるとするれば、梵釈寺は寺院像変容の一つの典型であった。十禅師による寺僧組織と自足的三綱構成の山林寺院としての姿をとらえ、梵釈寺を従来の僧尼令制下の官寺と異なる官寺創建として位置づけている。

審 査 の 要 旨

本論文は、以上の三編を通じて、奈良朝仏教の実態をふまえ、その変容過程を究明したもので、つぎの諸点が評価できる。

- (1) 従来兎角すると、その変容が政治史的な視点からのみ論ぜられる傾向に対し、官僧の仏教という具体的な行為や思想を通じて分析がなされていること。
- (2) その意味から、第二編を中心とした論考は学界に寄与する業績として高く評価しうること。
- (3) とくに国家仏教として表出された信仰の特質につき、教理をふまえ、法と信仰者の実態をもとにあきらかにし、従来の「国家仏教」像理解に修正をせまるすぐれた問題提起をなしていること。
- (4) 丹念な史料の解説、ならびに緻密な分析力は、一層この論文の信頼感を高めているといっ
てよいこと。

これらの諸点は、舟ヶ崎正孝氏の長年にわたる古代仏教史に対する研鑽が実ったものといえよう。

ただ各稿は、奈良朝の国家仏教の変容過程という目的をもって個別に執筆されたものであるため、各論稿間に論旨の不徹底、用字用語の不統一な点がややみられる。それは、長期にわたって成稿した論文集であることによるもので、本論文の内容の質をさげるものではなく、筆者の学問に対するひたむきな精神と真摯なる態度を読みとることができる。

今後は、本論文における仏行論等への視点をもとに、僧侶像の変質をふまえた平安仏教像が明確になされ、古代仏教論としてさらに大きくまとめられることを期待するものである。

本書は、種々な点で問題提起力を持ち、平安仏教への鋭い見とおしをもった論文集として、かつ史的事実新知見を加えた業績として、学界に一石を投じたもので、古代仏教論として高く評価できる。

よって、著者は文学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。